

中小企業の事業資金調達をサポート

東京信用保証協会のご案内

都内21.9万社の中小企業の皆さまにご利用いただいております

東京信用保証協会とは

東京信用保証協会は「信用保証協会法」に基づく公的機関です。中小企業のお客さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達のために私募債を発行するとき、保証人となって借入や発行をスムーズにします。また、様々な経営支援にも取り組み、企業の発展をサポートしています。

東京信用保証協会プロフィール

2024年3月現在

- 根拠法律：信用保証協会法
- 基本財産：3,561億円
- 保証残高：5兆6,248億円
- 事業開始：1937年(昭和12年)9月2日

保証残高

5.6兆円

利用企業数

21.9万社



TOKYO
GUARANTEE

東京信用保証協会

信用保証協会ご利用のメリット

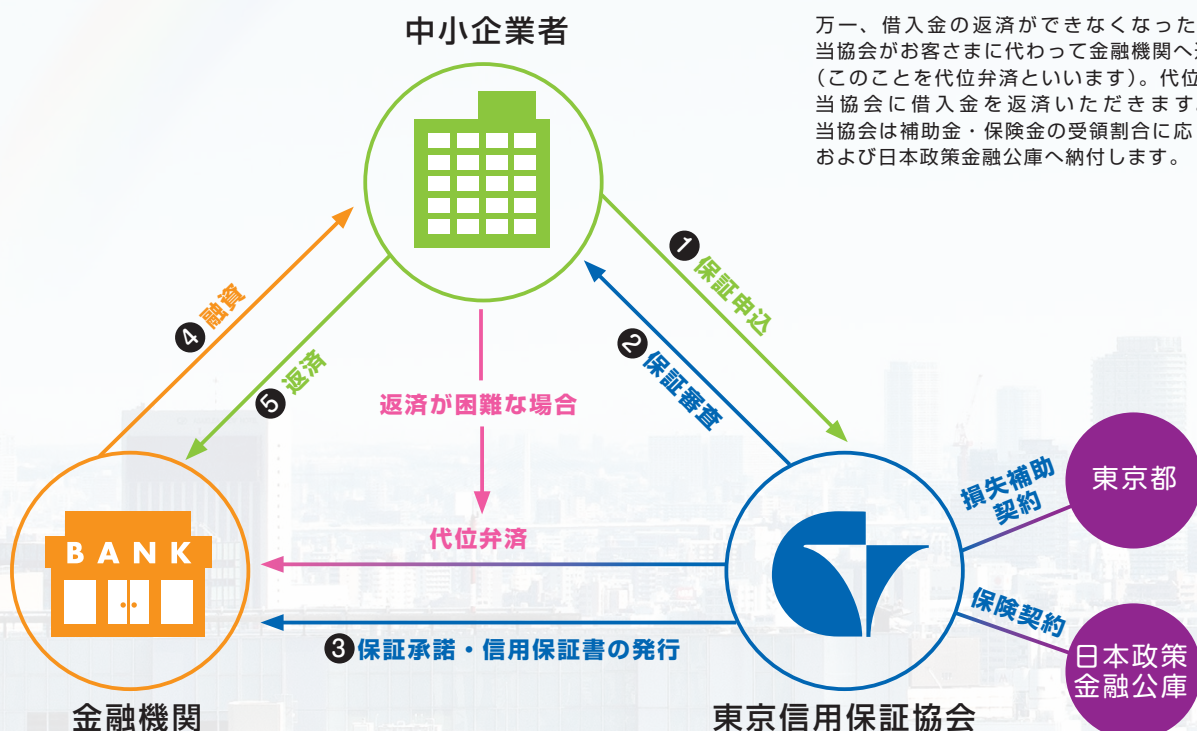
01 経営者保証不要でのご利用が可能
 一定の要件を満たす場合、経営者保証を不要とする取扱いにてご利用可能です。

02 ニーズに応じた資金調達が可能
 協会独自の制度のほか、東京都・区市町の「制度融資」がご利用可能です。
 中小企業者の皆さまのニーズに応じた各種メニューをご用意しています。

03 融資枠の拡大が可能
 金融機関の独自融資（プロパー融資）と併用することにより、融資枠の拡大が図れます。

04 様々な経営支援メニューのご利用が可能
 各種セミナーの開催や事業承継支援、海外展開支援、外部専門家派遣など、様々なメニューをご用意し、
 中小企業の皆さまに役立てていただける取組みを行っています。

信用補完制度の仕組み



万一、借入金の返済ができなくなった場合には、当協会が皆さまに代わって金融機関へ返済します（このことを代位弁済といいます）。代位弁済後は、当協会に借入金を返済いただきます。その後、当協会は補助金・保険金の受領割合に応じて東京都および日本政策金融公庫へ納付します。

お申込みの流れ

I 金融機関を通じて申し込む場合



II 信用保証協会に直接申し込む場合



保証のお申込みには、
2つの方法があります。

さまざまな保証メニューをご用意しています

これから創業したい、
創業して間もない方へ

創業融資(創業)

- 融資限度額……3,500万円
- 融資期間………運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

資金ニーズに合わせた
お借入、ご返済を希望される方へ

当座貸越根保証

- 融資限度額 300万円 (アーリーカード)
500万円 (スマートカード)
2,000万円 (当貸2)
3,000万円 (当貸ホップ)
2億8,000万円 (当貸1)
- 融資期間………1年 (アーリーカード・スマートカード)
1年または2年 (当貸1・2)
2年以内 (当貸ホップ)

資本市場からの
資金調達を行う方へ

特定社債保証(私募債)

- 一回の最低発行額……3,000万円
(保証金額 2,400万円)
- 発行最高限度額………5億6,000万円
(保証限度額 4億4,800万円)
- 融資期間………2年以上7年以内

取引先の倒産、災害、
取引金融機関の破綻などにより
経営の安定に支障が生じている方へ

セーフティネット保証

- 融資限度額…8,000万円 (無担保保証)
2億円 (普通保証)
- ※すでにご利用中のセーフティネット保証を含む
- 融資期間………最長で10年
- ※通常の申込書類の他に区市町村長の認定書が必要となります

「売掛債権・棚卸資産」を
活用し資金調達を行う方へ

流動資産担保融資(ABL)

- 融資限度額………2億5,000万円
(保証限度額 2億円)
- 融資期間………1年 (根保証)
1年以内 (個別保証)

連帯保証人について

個人事業者	原則不要
法人	必要となる場合があります
組合	必要となる場合があります

※経営者保証を不要とする保証の取扱いもございます。
詳しくは当協会ホームページをご確認いただくか、
各事業所までお問い合わせください。

ご利用いただける中小企業の規模

資本金または従業員数のどちらか一方が該当していればご利用いただけます。

- 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。
- 臨時の使用人、会社役員及び個人事業者における家族従業員は従業員数に含まれません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても事業の経営上不可欠な人員は従業員数に含まれます。なお、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含まれません。
- 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むこと等が要件です。
- 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人等をいいます。

※従業員数が下表のカッコ内に該当する場合、小規模企業者を対象とした保証制度をご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数（小規模企業者）
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下（20人以下）
ゴム製品製造業※1	3億円以下	900人以下※2（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業	5,000万円以下	100人以下（5人以下）
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
旅行業	3億円以下	300人以下（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000万円以下	100人以下（20人以下※2）
旅館業	5,000万円以下	200人以下※2（20人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下（20人以下）

※1：自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※2：NPO法人の場合、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は、従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数5人以下が小規模企業者となります。

保証審査のポイント

次の4つのポイントを重点に審査をします。

Point 1
保証資格
規模・業種等の各要件

Point 2
資金使途
借入目的
必要性
効果等

Point 3
返済能力
資金繰り
資金調達力
財務諸表等

Point 4
経営者
企業経営力
経営意欲
信頼性等

○その他、技術力、将来性などを総合的・多角的に検討し、保証を決定します。

信用保証料について

信用保証料は、借入金額・保証料率・借入期間・返済方法により算出します。

（年率 %）

基本となる保証料率はお客さまの経営状況等を踏まえた9区分の料率体系※1となっており、料率区分は「中小企業信用リスク情報データベース（CRD）※2」の評価により決定します。

○「有担保割引」など保証料率の割引制度もございます。

基本となる保証料率									
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※1：セーフティネット保証や特別小口保証など一律の保証料率が適用される保証制度があります。また、東京都制度など低料率が適用されるものもあります。

※2：中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

責任共有制度とは

平成19年10月より保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として導入されました。従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関がいずれの方式を採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はありません。

対象となる制度・・・原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証

- ・経営安定関連保険（セーフティネット）1号～4号及び6号に係る保証
- ・創業関連保険に係る保証
- ・災害関係保険に係る保証
- ・危機関連保証
- ・小口零細企業保証制度
- ・求償権消滅保証
- ・特別小口保険（中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号の小規模企業者に限る）に係る保証
- ・破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ・東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- など

※従来からの部分保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証等）については金融機関の方式の選択にかかわらず、部分保証となります。

経営支援への取り組み

「信用保証」による金融支援とともに、経営支援にも積極的に取り組んでいます。

専門家派遣事業の取り組み

様々な経営課題をお持ちのお客さまの経営改善等に向けて、外部の専門家と連携してサポートに取り組んでおり、経営状況の分析から改善計画の策定まで幅広く対応しています。

専門家派遣 | 費用負担なし

着実な経営改善を外部の専門家とともにサポートします。

- 例えばこのようなお悩みをお持ちの方
- ホームページの集客力を高めたい。
 - 事業計画書を作りたい。
 - マーケティングの強化を図りたい。
 - 人材の育成を図りたい。
 - 生産性を向上させたい。
 - 事業承継の進め方がわからない。

専門家派遣を当協会にお申込み後は、このような流れとなります。

※ 内の回数は専門家の派遣回数目安です。

1 専門家と共にイメージを具体化
コーディネートサポート 1~2回
経営改善のポイントがどこにあるのか、専門家との対話を通じてイメージを具体化し、お客さまに合った支援内容をコーディネートします。

以下の2・3はご希望に応じてご提供いたします。

2 課題を絞り込み解決を支援 **3回** 長期計画の策定を支援 **5回**
ピンポイントサポート または **トータルサポート** (※)
新規顧客獲得、人材育成など、専門家が経営改善、事業承継などの課題を絞り込み、解決を支援します。 専門家が経営改善、事業承継などの中長期計画の策定をサポートします。

3 専門家によるアフターフォロー
フォローアップサポート 1~2回
各種サポートを利用された後も、希望されるお客さまには、専門家によるアフターフォローを提供します。

(※) お客さまのご希望により、生産性向上を目的とした設備導入を含む計画策定支援を行う場合は、お客様に費用の一部をご負担いただく場合がございます。

事業承継支援の取り組み

経営支援部内に「事業承継サポートデスク」を設置し、事業承継に関するご相談等をお受けしています。事業承継に関する保証制度による資金調達のほか専門家派遣や関係支援機関との連携などにより、あらゆる面から事業承継をサポートします。



海外展開支援の取り組み

都内で事業を営む中小企業の皆さまの海外進出をサポートするため、「海外展開サポートデスク」を設置しています。海外展開に関する保証制度による資金調達に加え、ご相談内容に応じて専門機関へのご紹介などを行っています。

公開講座・地域密着イベント

創業者向けの「公開講座」や「創業スクール」も実施しています。また、地域の金融機関や関係機関が主催するイベントにも積極的に参加・出展しています。



経営サポート会議

当協会が事務局となり、経営改善に積極的に取り組む中小企業のお客さまと、取引金融機関が一堂に会する場をご提供しています。経営改善計画などの情報共有や意見交換を行うことができます。経営サポート会議開催にかかる費用は原則無料です。



LINE 公式アカウント
友だち募集中!

当協会では、LINE 公式アカウントを開設しています。新たな保証制度や相談窓口のご案内、各種セミナー・イベントの開催情報等、経営に役立つ情報をタイムリーにお届けしています。右記二次元コードから、ぜひご登録ください!



友だち追加はこちら!

ご利用になれない方

反社会的勢力は信用保証協会を利用できません。

(なお、ご利用にあたっては、申込人や保証人の方が反社会的勢力に関係しないことの確約が必要です。)

農林・漁業、金融業（一部金融業を除く）や連鎖販売業（マルチ商法）、宗教法人、非営利団体（NPO 法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他当協会が支援することが難しいと判断した業態を営む方。その他、規模・業種・所在地・資金使途などの要件を備えていても保証できない場合があります。

主なものとしては

1. 当協会及び他の保証協会の代位弁済先で、協会に求償債務が残っている場合
2. 原則として、協会に対して求償権の保証人として保証債務を負っている場合
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている場合（原則、1 回目の不渡を出して 6 か月を経過していない方も含みます）
4. 法的整理（破産手続開始、会社更生など）、内整理等私的整理中の場合（申立中の場合を含みます）

※ 民事再生法の再生計画の途上にある等、所定の要件に該当する場合は、再生支援融資「企業再生」または事業再生保証「再生」を利用できる場合があります。

5. 協会の保証付融資または金融機関固有の融資について延滞等の債務不履行がある方
6. 保証申込みにあたって、暴力団、金融斡旋屋等の第三者が介在した場合

上記の事例に該当しない場合でも、総合的な判断の結果、お取扱いできない場合があります。

※ 詳細につきましては各支店保証課までお問い合わせください（後頁の事業所一覧をご参照ください）。

お気軽に保証相談をご活用ください

- 信用保証に関するご相談は、各支店保証課において、随時承っています。
- 担当地域制をとっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口にお気軽にお越しください。
- 各支店には創業支援の窓口である「創業アシストプラザ」を設置しています。創業保証のご利用に関するご相談も各支店までお気軽にお問い合わせください。
- 担当地域については、以下の事業所一覧をご参照ください。
- お越しいただく時に、決算書（2期分）などの資料をお持ちいただければ、より詳しい相談が可能になります。また、その際にはご本人を確認するための資料（運転免許証等）をお持ちください。
- 当協会ではお客さまのご意見、ご要望等を業務に活かすように努めておりますので、お気軽にお寄せください。
- 当協会は、個人情報の授受について、その利用目的及び第三者への提供に係るお客さまの同意をあらかじめ確認する等、個人情報保護法および金融庁ガイドライン等を順守しています。
- **いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は取扱いしません。**

東京信用保証協会 事業所一覧

○本店

〒104-0061 中央区銀座 6-17-1 銀座 6 丁目 -SQUARE12 階

八重洲支店

【担当地域】千代田区・中央区・港区・島しょ

TEL 03-6264-1830 FAX 03-3545-3100

経営支援課（経営支援・再生保証等）

【担当地域】都内全域

TEL 03-6264-1834 FAX 03-3545-3104

○池袋支店

【担当地域】豊島区・板橋区・練馬区

〒170-0013 豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 8 階

TEL 03-3987-5445 FAX 03-3987-7523

○上野支店

【担当地域】台東区・文京区・北区

〒111-0041 台東区元浅草 2-6-7 マタイビル 5 階

TEL 03-3847-3171 FAX 03-3847-3191

○五反田支店

【担当地域】品川区・目黒区

〒141-0022 品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエアビル 4 階

TEL 03-5447-8250 FAX 03-3443-1130

○渋谷支店

【担当地域】渋谷区・世田谷区

〒150-0002 渋谷区渋谷 3-28-13 渋谷新南口ビル 5 階

TEL 03-5468-0135 FAX 03-5468-1037

○錦糸町支店

【担当地域】墨田区・江東区・江戸川区

〒130-0013 墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 4 階

TEL 03-5608-2011 FAX 03-5608-2320

○大田支店

【担当地域】大田区

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 東京都城南地域中小企業振興センター 3 階

TEL 03-5710-3610 FAX 03-5710-3091

○新宿支店

【担当地域】新宿区・中野区・杉並区

〒160-0023 新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル 3 階

TEL 03-3344-2251 FAX 03-3344-2390

○立川支店

【担当地域】八王子支店担当地域以外の多摩地区

〒190-0012 立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5 階

TEL 042-525-6621 FAX 042-525-8712

○千住支店

【担当地域】足立区・荒川区・葛飾区

〒120-0036 足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階

TEL 03-3888-7231 FAX 03-3888-7293

○八王子支店

【担当地域】八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市

〒192-0046 八王子市明神町 3-20-6 八王子ファーストスクエアビル 3 階

TEL 042-646-2511 FAX 042-646-1970

